

早期独立弁護士等に対する経済的支援制度・募集要項に関する Q&A

【支給対象者】について

Q 支給対象者の(1)には、「司法修習生の修習を終えた日の翌日から3年を経過しない者」と記載されています。「3年を経過しない」必要があるのは、申請書提出時点、支給決定時、支給開始時点、支給終了時点のいつの時点でしょうか。

A 支給決定時点を基準に「3年を経過」するかどうかを判断し、また、申請書提出締切日から支給決定まで概ね1ヶ月を要します。今回（令和5年2月募集）の場合、司法修習期73期から75期の会員が対象です。もっとも、左記修習期の会員以外であっても、実務経験や指導担当弁護士による指導の要否等に鑑みて、これに準じる場合には支給対象になり得ます。

なお、支給決定が為された後、支給期間中に「3年を経過」した場合であっても、当然に支給が打ち切られるものではありません。

Q 法律事務所を開設する「予定のある者」も支給対象者に含まれるとのことですが、未契約の場合、「事務所としての実体」の有無はどのように判断するのでしょうか。

A 支給決定時には、「事務所としての実体」の有無を判断できませんが、後日同実体の存在を確認することを条件として支給決定の判断をします。

Q 「自ら単独で」法律事務所を賃貸借等することが必要とのことですが、複数名で賃貸してその一室を使用して法律事務所とする場合や、単独で賃貸借等するもののその一部経費を他の弁護士に分担させる場合には支給対象に含まれるのでしょうか。

A 含まれません。

Q 出産、育児、介護等により登録を取消し、再登録をしたのですが、再登録から支給決定までの期間に制限はありますか。また、収入及び資産の要件はありますか。

A 期間制限はありませんが、再登録からの期間の長短は判断材料になります。

例えば、実務経験豊富な会員が上記理由により登録を取消した場合には、再登録直後であ

っても支給対象にはなりませんし、実質上の実務経験があまり無い場合には、再登録後数年経過した場合であっても、支給対象者になり得ます。また、原則は収入及び資産要件もありますが、産休明けであることを踏まえ総合的な事情で判断するので御相談ください。

【備考】

Q 募集期限を経過した後に支給対象の要件を満たすようになったのですが、第4回目以降の募集はあるのでしょうか。無い場合には支援は得られないのでしょうか。

A 次回の募集は次年度を予定しております。詳細は決まり次第お知らせいたします。

【支給基準】

Q 「所得300万円以下」はどのように判断をするのでしょうか。

A 確定申告書上の「所得」の額で判断します。確定申告を為していない場合には、所得証明書等によって判断します。

Q 資産がある場合には支給対象にならないのでしょうか。例えば不動産を所有している場合はどうでしょうか。

A 支給対象にならないとは限りません。特に、流動性に乏しい資産のみを所有している場合には、支給の妨げにはなりません。もっとも、資産の多寡が要支援性の高低に影響を与える場合があります。

Q 法律事務所の「家賃等」にはどのようなものが含まれますか。

A 事務所利用の対価又はこれに附随するものとして、毎月等、定期的に支払を要する金銭一切を含みます。賃料に加え、要項記載のとおり、共益費、管理費、消費税を含みます。修繕積立金が賃借人負担の場合には、これも含まれます。賃料という名目ではなく「使用料」、「負担金」等の名目であっても「家賃等」に含まれます。

他方、敷金、保証金等、毎月等、定期的に支払を要するものではない費用はこれに含まれません。

Q 「法律事務所」には自宅兼事務所の場合を含みますか。

A 含まれません。

Q 「法律事務所」には、シェアオフィス、レンタルスペース、コワーキングスペース、バーチャルオフィス等は含まれますか。

A 事務所としての実体を要するとともに、守秘義務を全うし得る程度に独立した執務場所であることを要します（弁護士法23条、職務基本規程18条及びその解釈指針参照）。名称如何にかかわらず、実体のある独立した執務場所であるか否かを実質的に判断します。郵便の送付先と電話番号が設置されているだけの形態（一般的にバーチャルオフィスと呼ばれるもの）は「法律事務所」に該当しません。独立した執務スペースがあれば、会議室が共用であっても「法律事務所」に該当し得るものと捉えています。

【誓約書について】

Q 指定された委員会に所属し、人権擁護活動等に積極的に関わるよう努力することとされていますが、委員会は会から一方的に決められるのでしょうか。人権擁護活動等についても会から指定されるのでしょうか。

A 支給対象者の希望をお聴きして所属すべき委員会を指定します。人権擁護活動等の内容を会が指定することはありません。

Q 指導担当弁護士にはどのような弁護士が就くのでしょうか。選ぶことはできないのでしょうか。

A 申請書や面談の内容を踏まえ、支給対象者の支援に資する弁護士を会が選び、指導担当弁護士を指定します。支給対象者の希望を考慮しますが、リクエストに応えられない場合もあります。

以上